

議案第2号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「係等」を「班等」に改め、同条中「係、室、」を削り、同条の表を次のように改める。

課名	班名
総務課	総務班 給与制度班 教育企画班
財務課	財務班 学校予算・振興班
施設課	企画財産班 営繕班 助成班
福利課	健康管理・共済班
県立学校教育課	管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育班 全国産業教育フェア推進班
義務教育課	管理班 人事班 義務教育班
保健体育課	管理班 健康体育班 スポーツ振興班
生涯学習振興課	管理振興班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター
文化課	文化班 文化財班 記念物班

第7条第1号中「事務」の次に「（次条第10号に掲げる事務を除く。）」を加える。

第8条に次の1号を加える。

(10) 県立中学校に関し、別に定める事務を行うこと。

第15条を次のように改める。

(統括監)

第15条 本庁に教育管理統括監及び教育指導統括監（以下「統括監」という。）を置く。

2 教育管理統括監は、総務課、財務課、施設課及び福利課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。

3 教育指導統括監は、県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。

4 統括監は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長の職務を代行する。

第17条及び第18条を次のように改める。

(教育企画監等)

第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
総務課	教育企画監	教育企画班の事務を総括する。
施設課	技術調整監	技術関連の事務を総括する。
県立学校教育課及び義務教育課	人事管理監	人事班の事務を総括する。
県立学校教育課	特別支援教育監	特別支援教育班の事務を総括する。
保健体育課	健康体育監	健康体育班の事務を総括する。
生涯学習振興課	生涯学習推進監	生涯学習推進センターの事務を総括する。

(班長)

第18条 本庁の課の班に、班長を置く。

2 班長は、班の事務を処理するとともに、班の事務について課長を補佐する。

第18条の4第2項を次のように改める。

2 副参事は、課の特定重要事項を処理し、職員の担任する事務を整理する。

第19条第2項を次のように改める。

2 主幹は、課の特定事項を処理するとともに、特に指定された事務に従事する。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

総務課

1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

平成 19 年度より教育庁に組織のフラット化及び班制を導入することに伴い、新たな職及び組織を設けるため、関係条項の改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 新たな職及び組織の設置に伴い、名称を変更する（第 3 条、第 5 条、第 17 条、第 18 条、第 18 条の 4、第 19 条、第 27 条）。
- (2) 県立中学校の新設に伴い、分掌事務を明記する（第 7 条、第 8 条）。
- (3) 地方自治法の改正に伴い、条項を削除する（第 28 条）。
- (4) 規則の施行は、平成 19 年 4 月 1 日とする。

4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

5 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表

○沖縄県教育庁組織規則（総務課）

新		旧	
(課及び班等の設置)		(課及び係等の設置)	
第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班又はセンターを置く。		第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係、室、班又はセンターを置く。	
課名	班名	課名	係(室・班)名
総務課	総務班 給与制度班 教育企画班	総務課	総務係、給与係、企画広報班、教育情報システム室
財務課	財務班 学校予算・振興班	財務課	財務係、学校予算係、振興係
施設課	企画財産班 営繕班 助成班	施設課	財産係、営繕係、助成係、企画係
福利課	健康管理・共済班	福利課	共済係、福祉係
県立学校教育課	管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育 育改革班 特別支援教育班 全国産業教育フェア推 進班	県立学校教育課	管理係、人事係、普通教育班、職業教育班、高校教育 改革班、特殊教育室、全国産業教育フェア推進班
義務教育課	管理班 人事班 義務教育班	義務教育課	管理係、人事係、義務教育班
保健体育課	管理班 健康体育班 スポーツ振興班	保健体育課	管理係、学校体育班、健康教育班、スポーツ振興班、 全国高校総体準備班
生涯学習振興課	管理振興班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推 進センター	生涯学習振興課	管理振興係、社会教育班、生涯学習班、生涯学習推進 センター
文化課	文化班 文化財班 記念物班	文化課	文化係、文化財係、記念物係
(県立学校教育課の分掌事務)		(県立学校教育課の分掌事務)	
第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。		第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。	
(1) 県立学校に関し、次に掲げる事務（次条第10号に掲げる事務を除く。） を行うこと。		(1) 県立学校に関し、次に掲げる事務を行うこと。	
(2)～(13) (略)		(2)～(13) (略)	
(義務教育課の分掌事務)		(義務教育課の分掌事務)	
第8条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。		第8条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。	
(1)～(9) (略)		(1)～(9) (略)	
(10) 県立中学校に関し、別に定める事務を行うこと。 (統括監)		(新設) (教育次長)	
第15条 本庁に教育管理統括監及び教育指導統括監（以下「統括監」という。） を置く。		第15条 本庁に教育次長を置く。	
2 教育管理統括監は、総務課、財務課、施設課及び福利課の事務を統括する		2 教育次長は、教育長を補佐し、職員の担任する事務を監督する。	

とともに、教育長の職務を補佐する。
 3 教育指導統括監は、県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。
 4 統括監は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長の職務を代行する。

(教育企画監等)
 第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
総務課	教育企画監	教育企画班の事務を総括する。
施設課	技術調整監	技術関連の事務を総括する。
県立学校教育課及び義務教育課	人事管理監	人事班の事務を総括する。
県立学校教育課	特別支援教育監	特別支援教育班の事務を総括する。
保健体育課	健康体育監	健康体育班の事務を総括する。
生涯学習振興課	生涯学習推進監	生涯学習推進センターの事務を総括する。

(削る。)
 (班長)
 第18条 本庁の課の班に、班長を置く。

2 班長は、班の事務を処理するとともに、班の事務について課長を補佐する。

第18条の4 (略)
 2 副参事は、課の特定重要事項を処理し、職員の担任する事務を整理する。

第19条 (略)
 2 主幹は、課の特定事項を処理するとともに、特に指定された事務に従事する。

第27条 前条に規定する職員の職及び職務は第15条から第24条の2までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。

第28条 削除

3 教育次長は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長の職務を代行する。
 (新設)
 (課長補佐)
 第17条 本庁の課に、課長補佐を置く。

2 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を整理する。
 (係長)
 第18条 本庁の課の係に、係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
 (副参事)
 第18条の4 (略)

2 副参事は、上司の命を受け、特定重要事項を処理する。
 (主幹)
 第19条 (略)

2 主幹は、上司の命を受け、重要な特定の事務を処理する。

第27条 前条に規定する職員の職及び職務は第15条から第24条の3までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。

第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する吏員に相当する職は、指導主事、社会教育主事、社会教育主事補、事務職員及び技術職員とする。